

## KSLO NEWS LETTER

Contents	▶ TOPICS 01	「ユーロリーガルのご紹介」	弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉
	▶ TOPICS 02	「民法改正～売買契約に関して～」	弁護士 杉山 智彦
	▶ COLUMN	「イギリスのロースクール制度について」	研修生 Helena Lindgren
	▶ KSLO NEWS	第3回 KSLOセミナー/『Dezan Shira&Associatesとの業務提携に関する協定書調印』	

## TOPICS 01

## ユーロリーガルのご紹介

弁護士/ニューヨーク州弁護士 栗林 勉



今回は私共の事務所がメンバーになっているユーロリーガルの紹介をさせていただきます。ユーロリーガルは、ヨーロッパの中規模及び小規模の法律事務所の団体で、そのメンバーについては基本的にヨーロッパに所在する各国から1つか2つの事務所が選ばれています。EUができたのち、ヨーロッパの企業活動も複数の国にまたがって行われることが多くなり、ある事件が発生した場合にも一つの国の法律だけでは足りず、複数の国の法律が複雑に絡んでくるが多くなりました。そこで、イギリスやアメリカの大規模事務所はヨーロッパの各国に独自に事務所を設けてヨーロッパ全体を広くカバーする法律業務を提供するようになりました。一方で中規模や小規模の法律事務所は、単独ですべての国に支店を設置することはできませんので、いろいろな形でのアライアンス（業務提携）を結び、他国の法律事務所と情報の交換や業務の協力を行うようになっています。ユーロリーガルもそのようなアライアンスの一つです。ユーロリーガルのメンバーは基本的にヨーロッパの法律事務所に限定されるのですが、ドイツ人の友人（弁護士）からの紹介で当事務所も5年位前からユーロリーガルのメンバーファームになることができました。ヨーロッパ以外のメンバーは現在のところ、当事務所の他、香港とマイアミの事務所のみです。ユーロリーガルではヨーロッパのリゾート地で毎年4月に総会が開催され

ます。栗林も一昨年はスイスのチューリッヒ、昨年はポーランドのグダニスクの総会に参加しています。今年は、ベルギーのメッヘレンで開催される予定でしたが、コロナウイルスの影響で秋の開催に延期されました。栗林がユーロリーガルに参加するようになってから、最近では、スイスにおけるファンドの解約と投資資金の回収、オランダにおける売掛金の回収、イタリアにおけるJVの設立、イギリスにおける会社の登記情報の取得等、ヨーロッパに関連する法律業務を多く依頼されるようになりました。これらの案件はいずれもユーロリーガルの現地事務所と一緒に業務を行うことで、現地のローカルな法律内容にも配慮した対応ができるようになっています。これからはますます多くの日本企業をヨーロッパに紹介したり、ヨーロッパの法律問題について日系企業の支援を行っていければと思っていますのでよろしくお願いします。



## 民法改正～売買契約に関して～



弁護士 杉山 智彦

いよいよ本年4月1日から改正民法（一部を除く）が施行されます。本ニュースレターでは、主に売買契約書に関わる改正民法のポイントを簡単にまとめさせて頂きました。皆様のご参考にできれば幸いです。

### 1. 契約不適合責任

改正前民法では、売買の目的物に「隠れた瑕疵」が存在する場合、瑕疵担保責任として買主は売買契約の解除及び損害賠償を請求することができるとされていました。これに対して、改正民法では、「瑕疵」という文言を用いずに、引き渡された売買目的物が「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」（契約不適合）場合、売主の債務不履行として、買主は、①目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる運行の追完請求、②相当期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときの代金減額請求、または履行の追完が不能であるなどの場合の催告によらない代金減額請求、③債務不履行に基づく損害賠償請求、④（催告または無催告）解除、をすることができるとされました。なお、代金減額請求後は、これと両立しない損害賠償請求及び解除はできません。

また、改正前民法の瑕疵担保責任では、瑕疵の事実を知ったときから1年以内に解除又は損害賠償の「請求」をしなければなりませんでした。改正民法では、契約不適合を知ったときから1年以内に「通知」すればよいことになり、買主が権利行使しやすくなりました。なお、この「通知」は、契約不適合の内容を把握することが可能な程度に、契約不適合の種類・範囲を伝える必要があると解されています。

### 2. 解除

改正前民法では、債務不履行解除には債務者の帰責事由が必要とされ、帰責事由がない場合には解除ができないとされていました。これに対して、改正民法では、債務不履行解除に債務者の帰責事由は不要とされ、債務不履行に債務者の帰責事由がなくても解除ができるようになりました。これは、解除制度を、従来の「債権者の債務者に対する責任追及」から、「債務の履行を得られない債権者を契約の拘束力から解放する」という考え方に転換したことによるとされています。なお、債務不履行が債権者の帰責事由による場合は、債権者による契約解除は認められません。

また、改正民法では、債務不履行が「契約および社会通念に照らして軽微」な場合には、契約を解除できないという規定が設けられました。これは、債務不履行の部分が僅かである場合や契約の目的を達成するために必須とはいえない附随的な

義務の不履行の場合には、契約解除を認めていなかった従来の判例を明文化したものになります。なお、「軽微」の該当性を巡って当事者間でトラブルが発生する可能性があるため、契約の目的を踏まえて「軽微」の該当性について明確にしておくことも重要と考えられます。

### 3. 保証

改正前民法では、個人貸金等根保証の保証人に限定して、極度額の定めが要求されていました。これに対して、改正民法では、貸金等債務にかかわらず、個人根保証契約一般の保証人に対して極度額の定めが要求されることになりました。これにより極度額の定めのない個人根保証契約は無効となります。

また、改正民法では、契約締結時の情報提供義務が設けられました。主債務者は、事業のために負担する債務の保証を個人に委託する際に、保証人に対して財産状況等の情報を提供しなければなりません。主債務者が情報提供義務を怠ったことにより、契約締結時における主債務者の財産の状況等について誤認し、それによって保証契約を締結した場合に、債権者が情報提供義務違反を知り、または知ることができた場合には保証人は保証契約を取り消すことができます。

加えて、改正民法では、契約締結後の債権者の情報提供義務も設けられました。主債務者の委託を受けて保証をした保証人から請求があった場合、債権者は、主債務者の債務の履行状況等についての情報を提供しなければなりません。債権者がこの義務の履行を怠り保証人が損害を被った場合には、保証人は債権者に対して損害賠償を請求できます。また、主債務者が期限の利益を喪失した場合、債権者は、個人である保証人に対して、その期限の利益の喪失を知った時から2ヶ月以内にその旨を通知しなければなりません。当該通知を怠った場合には、債権者は、原則として、期限の利益喪失時から通知がされるまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することはできません。

取引基本契約の締結に際して連帯保証人を要求している場合がありますが、保証契約の締結及びその取扱いに注意が必要となります。

従前の契約書のひな形をそのまま使用していると、思わぬ不利益を被ることになるかもしれません。改正民法施行までとわずかです。契約書の見直しはまだお済みでない場合には、これを機に契約書の見直しをしてみたいかがでしょうか。なお、当事務所では、売買契約に限らず、契約書全般について、改正民法に対応した見直し、確認等をさせていただきますので、遠慮なくご依頼ください。

## イギリスの ロースクール制度について

研修生 Helena Lindgren



イギリスでは、法律家になるために2つの選択肢があります。ひとつは、法学部で3年間法律を勉強する方法です。もうひとつは法学部以外で法律以外の科目（3年間）を選択し、その後、1年間の法学修士課程（GDL）を受講する方法です。法学部生も法学部以外の学部生も、卒業後1年間LPCと呼ばれる法律実務者コースを受講する必要があります。LPCコースを受講すると、法律事務所での実務研修契約を締結できるようになります。法律事務所での2年間の実務研修契約が終わると、正式に弁護士の資格を取得できるようになるのです。

私は、法学部生ではないのですが、現在ロンドン大学の最終学年に在籍しており、法律事務所での実務研修契約を申請中です。実務研修契約は、研修を開始する2年前に申請する必要があるからです。申請が許可された場合は通常、研修生を受け入れる法律事務所が学生のGDLおよびLPCコースの学費を負担します。実務研修契約は優秀なロースクールに入るよりも難しいといわれるほど非常に競争率が高く、多くの場合何段階もの審査が行われます。申請が許可された学生は面接に呼ばれ、2回の面接、交渉演習、批判的思考評価、グループ演習などを一日かけて行います。面接を突破した学生は、法律事務所での短期インターンシップを経て、実務研修契約を結ぶことができます。

In the UK, there are two different routes into a career in law. One can either study law as their undergraduate degree for three years, or another subject of their choice (also for three years) as their undergraduate degree. If the non-law route is initially taken, one must take the Graduate Diploma in Law, a law conversion and master's course, which takes one year. Both law and non-law graduates must then undertake the LPC (Law Practitioner's Course) for another year. After this it is possible to undertake a training contract at a law firm, a two-year contract where, upon completion, one officially becomes a qualified lawyer. As a current non-law undergraduate, I am currently in my final year at UCL, and am in the process of applying for training contracts at law firms. One must apply two years in advance of starting their training contract, and, if accepted, the law firm will normally fund the student's GDL and LPC courses. Training contracts are highly competitive, usually more competitive than applying to a good law school, and often involve multiple stages of assessment throughout the application. Once the initial application form is approved, a select number of students are invited to the assessment day, usually lasting of the whole day and consisting of two interviews, negotiation exercises, critical thinking assessments and group exercises. Once the student passes the assessment day, they undertake a short internship with the firm, whereupon they receive the training contract upon successful completion.

## 『Dezan Shira & Associates との 業務提携に関する協定書調印』

当事務所は2019年12月、香港と上海を主たる拠点とするDezan Shira & Associatesと業務提携に関する協定書に調印しました。Dezan Shira & Associates は、1992年に香港に設立された法律、税務、資産運用のアドバイザー会社です。中国、香港、インド、シンガポール、ベトナム全土に28のオフィスと300人以上のスタッフを有しています。インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイにパートナーを有し、米国、欧州、ロシアに駐在員事務所を有しています。当事務所は、Dezan Shira & Associatesとの協力関係をもとに、中国、香港、ASEAN地域の法律業務についても、現地の弁護士その他の専門家と共同しながら、日本企業の皆様のニーズに即したサービスを提供していきたいと考えております。

### KSLO NEWS

## 第3回 KSLOセミナーのご案内

海外との取引におけるもっとも基本的な契約書は売買基本契約書（輸出入契約書）だと思われます。貴社の商品を海外に販売する場合には、いかに高く商品売ることができるかが重要になってきます。反対に貴社が海外から商品を購入する場合には、できるだけ安い金額でリスクのない方法で輸入したいと考えるかもしれません。多くの取引では、取引基本契約書を作成し、取引基本契約書に従って発注書、納品書を交換することで、売買の対象となる物とその対価や取引条件を決定することになると思います。取引条件には、価格の他、運送条件、保険、海上運賃の負担、リスク移転など様々な条件があります。また、商品の売買でも、OEM契約書のように製品の製造と販売をセットで考える契約書もありますし、販売店契約などサプライヤーと販売店との間で特定の継続的関係が生じているものもあります。今回のセミナーでは、英文の売買基本契約書を基に、売り主と買主のそれぞれの立場からどのような契約書が最も適切で収益向上に役立つかを検討したいと思います。

テーマ	英文売買契約書を見直して利益を増やそう
日時	コロナウイルスの状況により、追ってお知らせいたします。
場所	栗林総合法律事務所（千代田区麹町3-5-2 ビュレックス麹町）
会費	無料

お申し込みはメールまたはお電話で



info@kslaw.jp



03-5357-1750

海外進出・英文契約・企業法務のご相談は栗林総合法律事務所へ

KURIBAYASHI SOGO  
栗林総合法律事務所



03-5357-1750

● 受付時間：9：30～18：00 ● 定休日：土日・祝日